焼津市自治基本条例・はじめの一、五歩案(「冬休みの友」意見集)一目次一

(ページ)

p.1 <u>1 基本的な考え方</u>

- 1 (1) 焼津市で自治基本条例をつくる目的 ~この条例を何のためにつくるのか?
- 5 (2) 焼津市が目指すまちの姿 ~焼津市のまちづくりの理想像
- 7 (3) 焼津市の自治の基本的考え方 ~焼津市の自治の基本理念

今回はここを 中心に検討

p.9 2 市民

- 9 (1)市民の定義~市民とは?
- 11 (2) 市民が尊重されること(「市民の権利」に代えて)
- 12 (3) 市民が守らなければならないこと(「市民の役割・責務」に代えて)

p.14 <u>3 議会</u>

- 14 (1)議会の役割
- 15 (2)議員の役割

p.16 4 行政

- 16 (1)行政の行動原則
- 17 (2) 行政運営
- 18 (3) 行政情報
- 19 (4) 総合計画
- 20 (5) 行政評価
- 20 (6) 財政
- 21 (7) 市長
- 22 (8) 行政組織
- 23 (9) 職員
- 23 (10) 公共施設
- 24 (11) 危機管理

p.26 5 自治の仕組み

- 26 (1)地域コミュニティ
- 28 (2)情報
- 29 (3)参加
- 30 (4)協働
- 31 (5)情報共有・参加・協働を促進するための場
- 32 (6) 評価
- 33 (7) 子どもの育成、子育て支援
- 34 (8) 人にやさしいまちづくり
- 35 (9)企業、産業
- 36 (10)『Love 焼津』
- 37 (11) 焼津ブランド
- 38 (12) 平和の発信
- 39 (13) 幸福度を高めるまちづくり
- 40 (14) 広域的なまちづくり
- 41 (15) その他、焼津の独自性を高めるような項目や内容

p.42 6 条例を活かすための仕組み

- 42 (1)条例の実効性の確保
- 43 (2) 条例の見直し

p.44 7 条例の名称について

p.45 8 その他の意見(全体的なこと、現在の項目にないこと、など)

内容的に仕組みとは違うかもしれない。

「1(2)焼津市の目指すまちの姿」との関係も留意。